

熊本市の契約事務について

1 契約手法

地方自治法や同施行令の規定に基づき、相手方を選定。

(契約の締結)
第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

【契約手法の違い】

一般競争入札 【原則】	予め公告し、 <u>不特定多数の事業者を入札によって競争させ</u> 、自治体にとって最も有利な価格を提示した者との間で契約を締結する手法
指名競争入札 (※1)	技術力や許認可の状況、信用その他により適当であるとして自治体が <u>予め選んだ特定多数の事業者を入札によって競争させ</u> 、自治体にとって最も有利な価格を提示した者との間で契約を締結する手法
随意契約 (※2)	入札の方法によらず、自治体が任意に特定の相手方を選んで契約を締結する手法
せり売り (※3)	<u>一の事業者が提示する価格に対抗して、他の事業者が更に有利な価格を提示することにより、価格を競争させ</u> 、自治体にとって最も有利な価格を提示した者との間で契約を締結する手法 (=オークション)

※1：指名競争入札が可能な契約

地方自治法施行令第167条の規定により以下の場合に限定。

第1号	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
第2号	その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
第3号	一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

※2：随意契約が可能な契約

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定により以下の場合に限定。

第1号	自治体が政令の範囲内で定める額を超えない契約（少額な契約）
第2号	競争入札に適さない契約（特許が必要な業務等、相手方が限定される契約）
第3号	福祉政策の目的に沿って行う契約
第4号	新事業分野開拓者からの新商品等の調達契約
第5号	緊急の必要による契約（災害復旧のための契約等）
第6号	競争入札に付することが不利な契約（安全性を考慮した同一事業者との契約等）
第7号	時価に比べて著しく有利な価格による契約
第8号	入札が不調・不落となった場合における契約
第9号	落札者が契約締結をしないときの契約

※3：せり売りが可能な契約

地方自治法施行令第167条の3の規定により「動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合」に限定。

2 契約手続

契約手法に伴い、それぞれ以下の手順で契約。なお、契約締結には、物価資料等を元に設計した金額を参考に、入札執行者にて予め設定した予定価格内の金額であることが必要。

(1) 一般競争入札

実施伺(市) → 公告(市) → 参加申請(業者) → 資格審査(市) → 入札(業者) → 契約締結伺(市) → 契約締結

(2) 指名競争入札

実施伺(市) → 複数業者への指名(市) → 入札(業者) → 契約締結伺(市) → 契約締結

(3) 随意契約

① 1号随契

実施伺(市) → 複数業者へ見積依頼(市) → 見積提出(業者) → 契約締結

② 2～9号随契

実施伺(市) → 特定の1者へ見積依頼(市) → 見積提出(業者) → 契約締結(市) → 契約締結

※契約結果については、市HP等で公開

3 契約事務のチェック体制

契約事務における主なチェック体制は以下のとおり。

(1) 契約事務調査会議等における審査

各局内の部課長等で構成される調査会議において、予定されている契約の契約手法や契約手続の合規性や妥当性等を審査するもの。

(2) 入札等監視委員会における審査

弁護士や公認会計士、大学教授等で構成される監視委員会において、当該委員会の委員が抽出した契約案件について、一般競争入札における入札参加資格の設定理由や指名競争入札における指名の理由、随意契約の理由等について担当部署の課長等に説明を求め、その妥当性について審議するもの。